「消防力の維持・強化のための 消防体制の構築に関する検討会」 報告書について

令和5年10月17日(火) 消防庁消防 · 救急課



「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」 報告書概要等について

目次

- 1 消防の広域化の現状
- 2 「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する 検討会」報告書
 - (1) 消防の広域化の必要性
 - (2) 消防の広域化の推進方策
 - (3) 消防の連携・協力



1 消防の広域化の現状



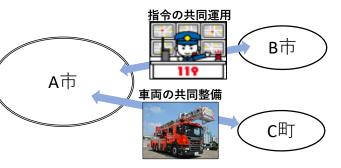
消防の広域化、連携・協力について



連携・協力

一部の消防事務を共同で行う

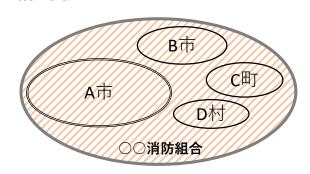
(例:指令の共同運用、車両の共同整備)



主な方式:協議会、事務委託

消防の広域化

全ての消防事務を共同で行う



主な方式:一部事務組合、事務委託

直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・ 充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要。

- ⇒長官通知に基づき推進
- ※消防の連携・協力を進めていくことで、広域 化を実現していくための下地が作られる

消防庁

多様な分野での

広域化へ

連携・協力を通じ

基本指針の策定

都道府県

推進計画の策定

市町村

広域消防運営計画 連携・協力実施計画の作成 <u>二以上の市町村が消防事務(</u>消防団の事務を除く。)<u>を共同して処理</u>することとすること又は<u>市町村が他の市町村に消</u> <u>防事務を委託</u>すること

- ⇒消防組織法に基づき推進
- ※消防の広域化は、<u>消防体制の整備及び確立を</u> 図ることを旨として行わなければならない。

消防の広域化、連携・協力の歴史



○平成18年6月【第Ⅰ期】

「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行

・市町村の消防の広域化を法律に位置付け

○平成18年7月

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示

- ・推進期限:平成25年3月31日
- ・<u>都道府県は推進計画を策定</u>し、その中で、広域化の対象となる市町村の組合せを定める。
- ・消防本部の規模の目標: <u>管轄人口30万人以上としつつ</u>、 地域の実情を考慮

○平成25年4月【第Ⅱ期】

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正

- ・推進期限:平成30年4月1日
- ・国、都道府県の支援を集中的に実施する<u>「消防広域化重</u> 点地域」の枠組みを創設
- ・消防本部の規模の目標:・管轄人口30万人以上にとらわれず、地域の実情を考慮
 - ・<u>小規模消防本部(</u>管轄人口 10万人未満)の広域化を推進

○平成29年4月

「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」通知

- ・消防の広域化には時間を要する地域においても消防力を強化していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について 柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」を推進することとした
- ・連携・協力の範囲の目標:原則として都道府県で一つの指令 センターとすることが望ましく、地理的な事情等によりそれ が困難な場合であっても、できる限り広域的な範囲での共同 運用を目指すことが必要

○平成30年4月【第Ⅲ期】

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正

- ・推進期限:令和6 (2024) 年4月1日
- ・都道府県は推進計画を再策定
- ・消防本部の規模の目標:
 - ・全県一区での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つと も言える
 - ・管轄人口30万人以上にとらわれず、地域の実情を考慮
 - ・小規模消防本部(管轄人口10万人未満)及び消防吏員数 100人以下の消防本部を<u>可能な限り</u>広域化対象市町村に指 定する方向で検討
 - ・<u>50人以下の消防本部</u>(特定小規模消防本部)については原 則、広域化対象市町村に指定する方向で検討





1 広域化が実現した消防本部数の推移



※令和5年5月1日現在58地域において広域化が実現

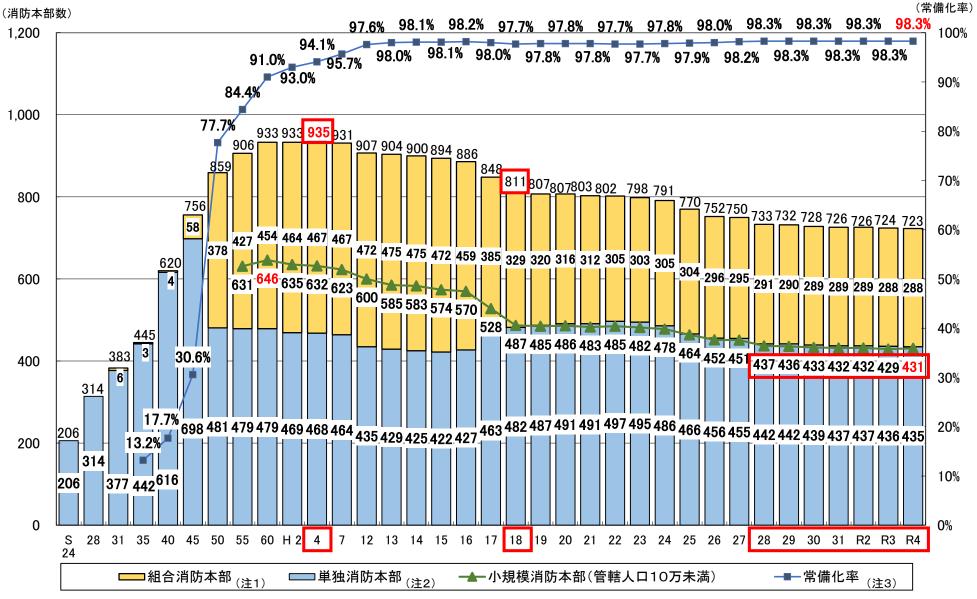
2 小規模消防本部の変遷の推移

<u>管轄人口10万人未満の小規模消防本部数は減少</u>しているものの、同様に、<u>管轄人口10万人以上の消防本部数も減少</u>しているため、全消防本部数に占める割合は、横ばいとなっている。



消防本部数と常備化率の推移





(各年4月1日現在の数値。 ただし、昭和55,60年の小規模消防本部数については、各年10月1日の数値。)注1「組合消防本部」・・複数の市町村が共同で消防事務を行うために設置する一部事務組合及で 広域連合。
(昭和24,28年は、組合と単独の合計値。)

注2「単独消防本部」・・市町村が単独で消防事務を行っているもの。なお、他市町村から消防事務の委託を受けている場合もある。

注3「常備化率」・・・・全国の市町村において、消防本部を設置している割合。

2「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」報告書

(1) 消防の広域化の必要性



消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会

1 検討会の目的

人口減少、災害の激甚化・多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防力を維持・強化していくため、消防の広域化推進期限(R6.4.1)後における消防の広域化や連携・協力による消防力の維持・強化のための消防体制の構築の必要性、促進策等に関し検討を行うもの。

2 検討会の委員

座 長 原田 久 立教大学法学部 教授

磯打 千雅子 香川大学創造工学部特命准教授 井田 知也 近畿大学経済学部国際経済学科教授

伊藤 正次 東京都立大学大学院法学政治学研究科

教授

委員

大石 健二 北海道とかち広域消防局長

角田 悠紀 富山県高岡市長

木村 俊雄 神奈川県寒川町長

小池 重一(~R5.3) 大阪府危機管理室長

西 俊光(R5.4~) "

廣井 悠 東京大学先端科学技術研究センター教授

福田 和幸 熊本県熊本市消防局長本山 和平 高知県高知市消防局長

山崎 剛 茨城県防災・危機管理部長

オブザーバー 吉田 敏治 全国消防長会事務総長

3 検討会での審議内容等

- (1)消防の広域化等の必要性
- (2)消防の広域化の推進方策
- (3)消防の連携・協力の推進方策

<審議経過>

第1回検討会 令和5年1月27日

第2回検討会 令和5年3月 1日

第3回検討会 令和5年3月27日

第4回検討会 令和5年4月27日

第5回検討会 令和5年6月 2日

消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会 報告書(概要) ~(1)消防の広域化等の必要性~

消防を取り巻く社会環境等の変化

- ≫ 総人口は減少の見通しであり、各消防本部の人的基盤等が、将来的に弱まっていくおそれ。
- → コロナ禍により救急搬送困難事案が多発し、消防・救急体制への負担が蓄積した教訓を踏まえ、将来に向けても新たな感染症等への 備えが必要
- ➢ 広域的に被害が発生する大規模災害が近年、激甚化・頻発化しており、さらに、近い将来の大地震等発災への警戒が必要 等

消防活動における広域化等の必要性

- 特に小規模消防本部が中長期的にも現行と同程度の消防力を確保していくためには、十分な消防体制を確立する必要
- さらに、各消防本部においては、将来的にも、<u>平時の消防体制だけでなく、大規模災害時の発災直後から最低限の対応ができる体制を</u> 確保する必要性が高まっている。

具体的には、大規模災害時の消防体制として、

- (1)応援到着前の初動体制の確保の必要
- (2)応援部隊との効果的な連携体制の構築の必要

なお、コロナ禍の教訓を踏まえ、平時の消防体制としても、

- (3)感染症等に強い体制の確保の必要
- そのため、消防の広域化等の取組を引き続き推進することで、以下のような効果を発揮し、消防力の維持・強化を図ることが必要

平時の消防活動における広域化等の主な効果

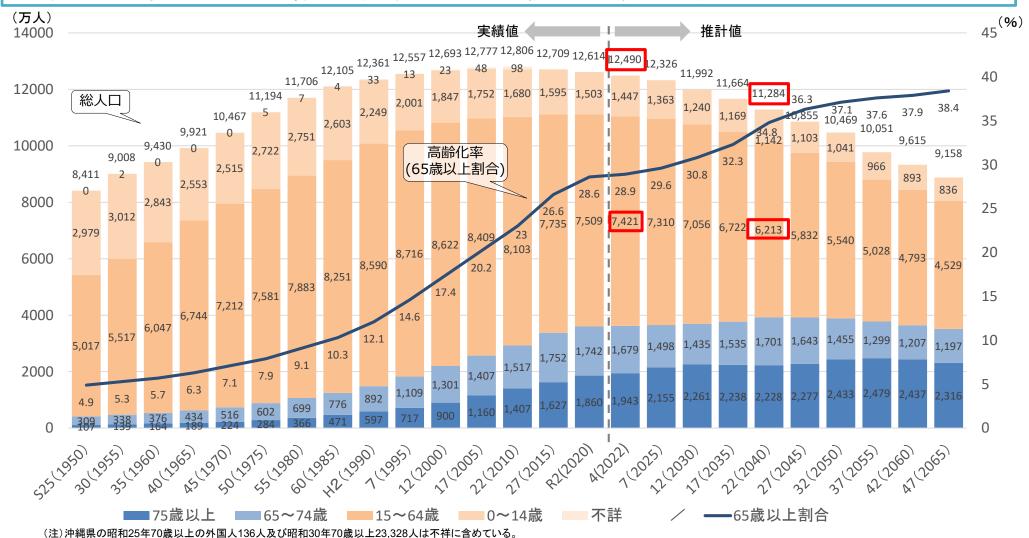
- ①現場到着時間等の短縮
- ②初動体制の強化
- ③活動要員の増強、業務の専門化・高度化
- 4)組織の活性化
- ⑤経費削減

大規模災害時の消防活動における広域化等の主な効果

- ①本部規模の拡大に伴う部隊運用の柔軟化
- ②消防機能の高度化等
- ③出動部隊数の確保
- ④統一指揮下での部隊運用
- ⑤災害対応の経験・ノウハウの共有

人口減少·少子高齢化

平成22年国勢調査以降、総人口は減少の見通しである一方、救急需要が高い65歳以上の高齢者人口は令和22年まで増加し、その後もほぼ横ばいの見通し。

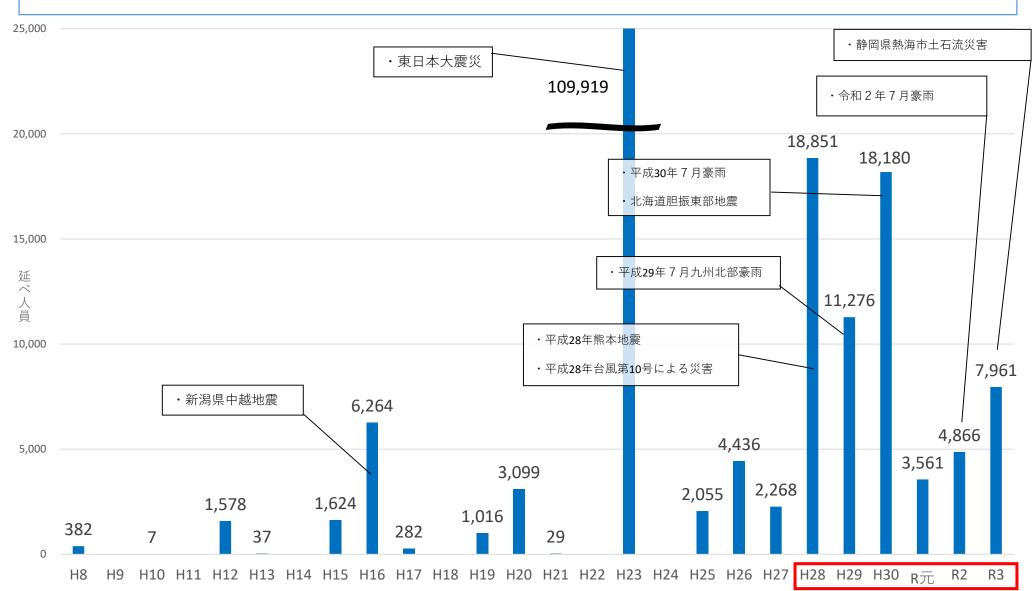


⁽令和4年版高齢社会白書より作成)

^{※2020}年までは総務省「国勢調査」、2021年は総務省「人口統計」(令和3年10月1日現在)、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

緊急消防援助隊の延べ活動人員数

近年、緊急消防援助隊の活動人員数の増加が顕著であり、大規模災害が頻発している。



大規模災害における初期災害対応体制

- 〇広域的な災害発生時には、近隣の市町村、都道府県も被災しており、応援要請後直ちに応 援部隊が到着しない場合もある。
- 〇そのため、広域的な災害においても応援部隊が到着するまでの間に災害対応できる、消防 体制の確保・充実を図ることが必要。

I. I Is	102 中田 区へ	九人と四 ひことが、				
大規模災	と害におけ	る応援の例				
本部 (職員数)	災害	自消防本部部隊数①	県内応援②	緊急消防援助隊③ ※1日あたりの最大部隊数	自本部部隊① /全部隊①+②+③	応援到着時間
A 本部 (487名) 要救助者	令和元年 東日本台 風 :約600名	■初動 ・指揮隊 6隊 ・消防・救助隊 19隊 ・救急隊 17隊 ■職員参集後の部隊数(最大) ・指揮隊 12隊 ・消防・救助隊 59隊 ・救急隊 25隊合計96隊	指揮小隊 8隊 消火·救助小隊 39隊 救急小隊 16隊 後方支援小隊 28隊 合計 91隊	 ・指揮隊 2隊 ・指揮支援隊 1隊 ・消火・救助小隊 ・25隊 ・救急小隊 7隊 ・後方支援小隊 11隊 ・通信支援小隊 1隊 合計47隊 	41.0% (①96隊 /①96隊+②91隊+③47隊)	<県内応援> (要請) 6:23 (到着) 10:30 → 4 時間 7 分 <緊急消防援助隊> (要請) 11:23 (到着) 17:00 → 5 時間 3 7 分
B本部 (138名) 要救助者	平成30年 7月豪雨 : 約40名	■初動 - 消防・救助隊 6隊 - 消防・救助隊 2隊 ■ 職員参集後の部隊数(最大) - 消防・救助隊 17隊 - 救急隊 4隊 - <mark>合計21隊</mark>	指揮隊 1隊 消火・救助小隊 4隊 特殊車両小隊 1隊 後方支援小隊 6隊 合計12隊	・指揮隊 1隊 ・消火・救助小隊 5隊 ・救急小隊 3隊 ・救急小隊 3隊 ・後方支援小隊 3隊	46.6% (①21隊 /①21隊+②12隊+③12 隊)	<県内応援> (要請) 14:10 (到着) 19:40 →5時間30分 <緊急消防援助隊> (要請) 14:30 (到着) 21:51 →7時間21分
C本部 (88 名) 要救助者	令和3年 熱海土砂 災害 : 約20名	■初動 - 消防・救助隊 2隊 - 消防・救助隊 1隊 ■ 職員参集後の部隊数(最大) - 消防・救助隊 7隊 - 救急隊 3隊 - <mark>合計10隊</mark>	指揮小隊 4隊 消火·救助小隊 23隊 救急小隊 3隊 特殊装備小隊 3隊 後方支援小隊 16隊 合計49隊	 指揮隊 6隊 指揮支援隊 1隊 消火・救助小隊 37隊 救急小隊 6隊 後方支援小隊 36隊 通信支援小隊 2隊 特殊装備小隊 3隊 合計91隊 	6. 6% (①10隊 /①10隊+②49隊+③91 隊)	<pre><県内応援> (発災) 10:30頃 (要請) 13:30 (到着) 16:54 → 6 時間 2 4分 <緊急消防援助隊 > (発災) 10:30頃 (要請) 13:30 (到着) 21:50</pre>

大規模災害対応に必要な人員の検討 ~緊急消防援助隊受援に係る要員実績~

実際に緊急消防援助隊が出動した以下の事例においては、受援消防本部は、災害現場での活動に加え、災害対策体制の構築や緊急消防援助隊の円滑な受援のため、20名程度の人員が必要となった。

α 本部 (平成30年風水害、緊急消防援助隊受援)

19名

〈災害対策体制(6名)>

- ■①指揮本部 5名
 - 活動資料(案内図、傷病者情報等)の作成、活動会議の開催
 - 消防応援活動調整本部、市災害対策本部、警察等関係機関との調整
 - ・宿営場所の決定、借用手続、給油場所の手配、弁当の手配
- ■②市災害対策本部 1名
- ■<a>③消防応援活動調整本部(県庁) 0名
 ※電話等により連絡体制を確保することとしたもの

<緊急消防援助隊対応(13名)>

- ■4活動拠点 9名
 - ・3箇所の災害現場へ各1隊3名出動(指揮支援)
- ■⑤宿営場所 4名
 - ・宿営場所の確認・準備
 - ・出動支援

β 本部 (平成29年風水害、緊急消防援助隊受援)

18名

<災害対策体制(8名)>

- ■①指揮本部 5名
 - ・同左

- ■②市災害対策本部 1名
- ■③消防応援活動調整本部(県庁) 2名

<緊急消防援助隊対応(10名)>

- ■④活動拠点 5名
 - 消防部隊案内等
- ■⑤宿営場所 2名
 - ※道路寸断により宿営場所に到着できない状況が一時的に発生しマイクロバスにて隊員を送迎

※その他(救急車同乗) 3名

※1日で約30件程度出動

感染症等に耐えられる消防体制

- 〇消防職員数50人以下の特定小規模消防本部において、新型コロナウイルス感染症の影響で、消防体 制が維持できない状況に陥った事例があった。
- 〇一方で、大規模・中規模な消防本部においては、日勤者の振替え等により消防体制を維持すること ができた事例がある。

新型コロナウイルス感染症の影響で、人員不足により消防体制が維持できない状況に陥った事例

消防本部	具体的内容(クラスターの状況等)	影響	通常体制に戻るまでの期間
A 本部(41名)	感染:7名濃厚接触者:23名 (計30名)※仮眠室が大部屋であったこと等により濃厚接触者と認定されたもの	当消防本部の職員は指令業務のみ実施 他の消防本部へ応援を要請	約2週間
B本部(26名)	感染・濃厚接触者:20名程度 (計20名程度)※仮眠室が大部屋であったこと等により濃厚接触者と認定されたもの	当消防本部の職員は指令業務のみ実施 他の消防本部へ応援を要請	約11日間
C本部(49名)	感染:1名濃厚接触者:約10名 (計約11名)※仮眠室が大部屋であったこと等により濃厚接触者と認定されたもの	1 分署を閉鎖	約2週間

災害対応に支障を生じ得る状況に陥ることを防ぐため、広域化等により消防体制の強化をする必要がある

【参考】新型コロナウイルス感染症により多数の感染者が出たものの消防体制が維持できた消防本部の例

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1178 117 117 117 117 117 117 117 117 117	
消防本部	具体的内容 (クラスターの状況等)	対処方法	
D本部(628名)	感染:47名 濃厚接触者:9名 (計56名) ※1署で42名が同時に感染	・各署日勤者を出動隊員へ加える。・指揮隊3隊のうち1隊の運用を休止し、消防隊、救急隊へ人員配置 等	
E本部(217名)	感染:5名 濃厚接触者:7名 (計12名)	出動隊員として、日勤者、公休者、他の消防署から人員を確保	14

消防の広域化等の必要性

人口減少、災害の激甚化等の 消防を取り巻く社会環境の変化等

消防の広域化等の取組を引き続き推進することで 広域化の効果を発揮し、 消防力の維持・強化を図ることが必要

平時における広域化等による効果① ~現場到着時間等の短縮~

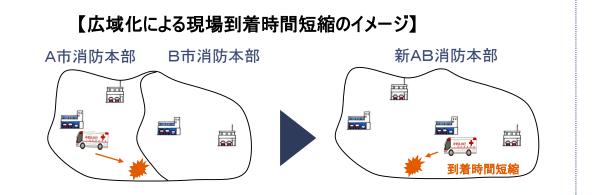
- 〇広域化により管轄区域を越えた消防活動が可能となり、災害地点(地区)に近い署所からの出動することで、迅速に対応できる。
- 〇指令の共同運用において、直近指令、ゼロ隊運用などの高度な運用により、災害対応の迅 速性が高まる。

<現場到着時間の短縮効果の例>

■ 大東四條畷消防組合 (H26.4.1 2本部による広域化)

•大 東 市:最大3分41秒短縮

•四條畷市:最大2分15秒短縮

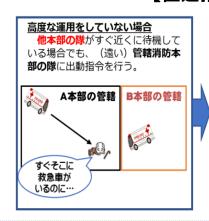


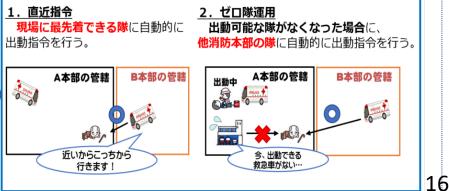
< 指令の共同運用において直近指令、ゼロ隊運用による効果の例>

■ ちば消防共同指令センター (H25.4.1 20本部による指令の共同運用)

救急通報件数年間約14万件の通報のうち、約400件の直近指令・約250件のゼロ隊運用を実施しており、更なる現着時間の短縮が図られた。

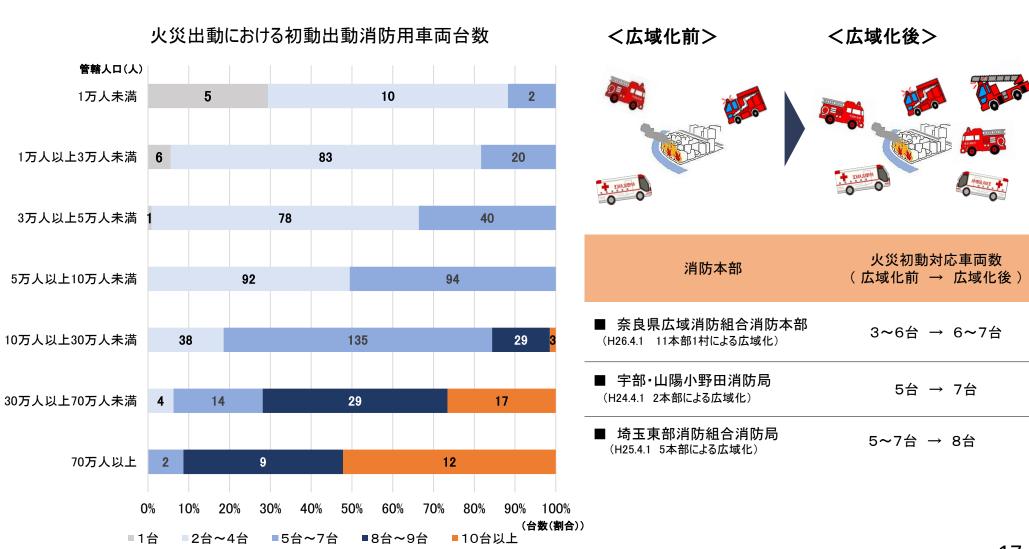
【直近指令、ゼロ隊運用のイメージ】





平時における広域化等による効果② ~初動体制の強化~

広域化により、火災出動等における初動対応車両を充実させることができる。



平時における広域化等による効果③ ~活動要員の増強、業務の専門化・高度化~

本部機能統合等の効率化により、人員の再配置が行われ、現場活動要員の増強が見込まれるほか、予防担当者や火災原因調査員を専任で配置することが可能となり、業務の専門化・ 高度化が見込まれる。

本部機能統合等の効率化による人員の再配置



<広域化による現場要員等への再配置の事例>

消防本部		現場要員の増強
埼玉県:草加八潮消防局	(広域化前の本部員合計)	(広域化後の本部員)
(2消防本部でH28.4.1より広域化)	74人	⇒ 66人 ※8人を現場要員等へ再配置
奈良県: 奈良県広域消防組合消防本部	(広域化前の本部員合計)	(広域化後の本部員)
(11消防本部1村でH26.4.1より広域化)	296人	⇒ 181人 ※115人を現場要員等へ再配置

<指令の共同運用による現場要員等への再配置の事例>

く旧りの大向连用にある死物女員寺、の台出直の手列/		
消防指令センター	現場要員等への再配置	
茨城県:いばらき消防指令センター (20消防本部でH28.6.1より共同運用)	(共同運用前の通信指令員合計) (共同運用後の通信指令員) 199人 ⇒ 57人 <mark>※142人を現場要員等へ再配置</mark>	

神奈川県:横須賀・三浦市消防指令センター(2消防本部でH25.4.1より共同運用)

※H27から葉山町消防本部が参画、H29に横須賀と 三浦市が広域化し、現在は2本部で共同運用。 (共同運用前の通信指令員合計) (共同運用後の通信指令員) 33人 ⇒ 27人※6人を現場要員等へ再配置

火災原因調査専従員 の育成



査察・違反処理専門員 の育成

<専従職員の配置による業務の専門化・高度の事例>

消防本部	内容
■ 富良野広域連合消防本部	従前は本部と署に兼務の形で配置していた
(H21.4.1 2本部による広域化)	予防担当者を専任で配置。
■ 東近江行政組合消防本部	従前は2人であった愛知郡域の予防担当
(H24.10.1 2本部による広域化)	者を1~2人増員し、 <mark>定期査察も可能</mark> に。

平時における広域化等による効果④ ~経費削減~

- 〇広域化により、消防車両や消防救急デジタル無線の整備費等の削減効果が期待できる。
- 〇消防指令システムを共同で整備することで、整備費及び保守運用経費の削減効果が期待で きる。

<広域化により消防車両や消防救急デジタル無線整備費等の縮減効果の事例>

消防本部	消防車両整備費の 削減効果	消防救急デジタル無線整備費の 削減効果
埼玉県:埼玉西部消防局 (4消防本部でH25.4.1より広域化)	・仕様の統一及び同一車種の 一括入札 ⇒5年間で <u>△7.2億円の削減</u>	・単独運用: 17.4億円 ・共同運用: 11.5億円 ⇒ <u>△5.9億円の削減</u>

<指令の共同運用により整備費等の縮減効果の事例>

消防指令センター	整備費用の 削減効果	保守運用経費の 削減効果
茨城県: いばらき消防指令センター (20消防本部でH28.6.1より共同運用)	・単独整備: 210億円 ・共同整備: 80億円 ⇒ <u>△130億円の削減</u>	・単独運用: 12.6億円 ・共同運用: 4.2億円 ⇒ <u>△8.4億円の削減</u>
福岡県:福岡都市圏消防共同指令センター (5消防本部でH29.11.30より共同運用)	・単独整備: 54.6億円 ・共同整備: 45.9億円 ⇒ <u>△8.7億円の削減</u>	_
神奈川県:横須賀・三浦市消防指令センター (2消防本部でH25.4.1より共同運用) ※H27から葉山町消防本部が参画、H29に横須賀と三浦市が 広域化し、現在は2本部で共同運用	・単独整備:9.8億円 ・共同整備:7.2億円 ⇒ <u>△2.6億円の削減</u>	・単独運用:5.73億円 ・共同運用:5.58億円 ⇒ <u>△0.15億円の削減</u>

大規模災害における広域化等による効果① ~消防機能の高度化等~

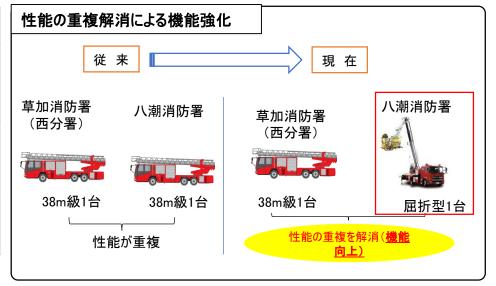
消防の広域化により、消防本部の規模が拡大することで、専門人材の育成や高機能な資機 材の導入が可能となり、大規模災害への対応強化につながる。

高度救助隊の設置、重複消防車両の解消・機能向上(草加八潮消防局)



- 草加八潮消防局では<u>広域化により管轄人口規模が30万人を超え</u>、人員の専任化、高度化が 進み、既存の特別救助隊を格上げし高度救助隊を設置。
- 広域化により性能が重複した特殊車両を解消し、<u>別の有用な機能を有する車両を導入</u>することができ、これにより災害対応能力が向上。

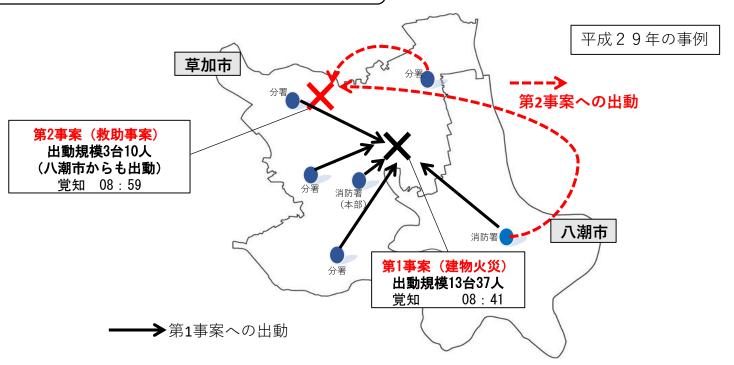
	区分	救助資機材の基 準	配置の基準	隊員の編成
	寺別 高 度 救 助 家	高度救助資機材と地域の実情に応じてウォーターカッター と大型ブロアー	政令指定都市及 び東京都	人命救助の専門教育を受けかつ高度な教育を受けた隊員5名以上
	高度救助隊	高度救助資機材(電 磁波探査装置、二酸 化炭素装置など)	中核市又は消防 庁長官が指定す る消防本部	人命救助の専門教育を受 けかつ高度な教育を受け た隊員5名以上
#	寺別救助隊	救助隊よりプラスア ルファの資機材	人口が10万人以 上の地域	人命救助の専門教育を受 けた隊員5名以上



大規模災害における広域化等による効果② ~出動部隊数の確保~

消防の広域化により、広域化前と比べ、より多くの出動可能な部隊を確保することができ、 同時に複数の災害に対応できるようになった。

広域化により出動部隊数が増えた事例(草加八潮消防局)



+ =	広域化前(草加市消防)		
車両	保有台数	初動出動台数	二次災害運用可能部隊
指 揮 車	1	1	0
ポンプ車	8	7	1
救助工作車	1	1	0
はしご車	1	1	0
救 急 車	7	1	5

広域化後(草加八潮消防局)			
保有台数	初動出動台数	二 次 災 害 運用可能部隊	
2	1	1	
12	7	4	
2	1	1	
2	1	1	
10	1	8	

- (注) 1 左記表は、中高層火災への初動体制に関するもの
 - 2 乗換運用している車両は、「保有台数」と「出動台数」の差と「二次災害運用可能部隊」数が一致しないものもある。 **21**

2「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」報告書

(2) 消防の広域化の推進方策



消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会 報告書(概要) ~(2)消防の広域化の推進方策~

消防の広域化推進の基本的考え方

- ① 消防本部が広域化に対して抱える懸念を踏まえ、これらへの対応策を講ずることにより、広域化の促進を図ることが必要
- ② また、消防の広域化が進む地域においては、都道府県や地域の核となる中心的な消防本部の積極的な取組が行われていることから、これらの取組の他地域への横展開を図ることが重要

①広域化に対する消防本部の懸念への対応

(消防本部が抱える主な懸念)

広域化したことに伴う新たな事務負担(組合議会事務等)の増

広域化時に継続検討とされた事項(給与体系の統一等)に係る調整の負担

広域化の効果が見込まれない、消防力の流出が懸念される

(対応策)

広域化した本部に対する構成市町村の人的支援等を促進

広域化時に継続検討とされた事項の解決に係る優良事例の横展開

| 広域化等の効果や実績に係る周知・説明

②消防の広域化の実現に至るまでの各主体に期待される役割

関係する消防本部の中から、地域の実情に応じて、新たに中心消防本部※を設定することを可能とし、中心消防本部、都道府県、消防庁のそれぞれが期待される役割を果たすことで広域化を推進する。

広域化検討着手

__広域化検討過程

<u>広域化実現後</u>

(都道府県に期待される役割)

- …消防の広域化の機運の醸成
 - ・消防本部の中長期的な消防力シミュレーションの提示
 - ・協議の場のコーディネート 等

(中心消防本部に期待される役割)

- …周辺消防本部への呼びかけ
 - ・周辺本部との広域化の意向や消防現況の情報交換 等

(都道府県に期待される役割)

- …消防本部間等の意見調整
 - ・調整が難航している本部間の調整会議の設定 等

(中心消防本部に期待される役割)

- <u>…広域化後のあり方の具体的検討の主導</u>
 - ・事務局として、広域化協議会等へ職員を派遣
 - ・広域化の手法や本部所在地等の調整を主導等

(都道府県に期待される役割)

- …広域化後の円滑な事務の支援
 - ・広域化した本部に対する助言・支援等

(中心消防本部に期待される役割)

- …広域化時に継続検討とされた事項に係る調整
 - ・給与体系の統一等の継続検討・調整

(消防庁に期待される役割)

- ・都道府県や中心消防本部が上述の役割を果たすに当たり、必要となる情報の提供や財政措置を含めた支援を行うことが望まれる。
- ※中心消防本部:地域の実情に応じて、地域の核となり広域化の検討を主導する消防本部として、当該本部の同意の上、都道府県広域化推進計画に位置付けられた消防本部

消防の広域化実現までの状況

令和4年度に実施した調査によると、平成18年度以降に広域化を検討した、もしくは広域 化が実現した消防本部においては、都道府県や中心となる消防本部の積極的な取組により検 討が進んだという意見が見られた。

全消防本部 (723消防本部)

66.8%

(消防の広域化が法制化された平成18年以降に)

広域化を検討(483消防本部)



(消防の広域化が法制化された平成18年以降に)

広域化を実現(55消防本部)

広域化を検討

483本部のうち430本部において、他団体からの働きかけにより検討が進捗したと回答。

都道府県による主な働きかけの具体的内容

- 消防本部に対し、将来的な少子化に伴う人材不足や、厳しい消防財政が改善されることを資料化して説明
- 広域化の気運醸成を促すため、消防本部に対して<u>検討会や協議の場の設置するよう働きかけ</u>を実施
- 消防本部の求めに応じてオブザーバーとして参画し、広域化に関する情報提供や、課題解決に向けた助言を実施
- 県が事務局となり、事務委託や広域連合等、広域化の実施方法や事務の進め方に関する資料を準備・説明

地域の中心的な消防本部による主な働きかけの具体的内容

- 関係消防本部の<u>消防現況等について情報交換</u>を実施
- <u>現場到着時間の調査や現行消防力の比較調査</u>等により、本格的な検討を開始する上での<u>必要な資料を取りまとめ</u>

広域化実現に至るまでの各主体に期待される役割① ~ 広域化検討着手時 ~

主体	役割
都道府県	消防の広域化の機運醸成 ・消防本部の中長期的な消防力シミュレーションの提示 ・協議の場の設置を主導し、広域化に関する情報提供や課題 解決に向けた助言 等
中心的な消防本部	周辺消防本部への呼びかけ・周辺の消防本部の広域化の意向確認や消防現況についての情報交換・現場到着時間の短縮効果の調査や現行消防力の比較調査等も主体的に実施

等

消防の広域化実現までの状況

全消防本部 (723消防本部)



(消防の広域化が法制化された平成18年以降に) 広域化を検討(483消防本部)

11.3%

(消防の広域化が法制化された平成18年以降に) 広域化を実現 (55消防本部)

広域化の実現

55本部のうち、多くの消防本部において、主に以下の理由により調整が円滑に進んだと回答。

都道府県による主な調整

- <u>消防本部が設置した会議体に参画</u>し、調整が難航している場合、議題を絞った<u>個別の会議等を開催</u>
- 首長・首長部局(企画部門、財政部門)等への説明の同席や市町村議会への出席を実施

地域の中心的な消防本部の役割

- 消防本部の部長級を委員とする研究会を設置し、今後の消防組合の在り方について具体的な検討実施を呼びかけ
- 事務局として、消防広域化ブロック連絡会を主体的に進めた
- 例規等の整備を検討するため、<u>管理職となる職員を協議会に派遣</u>
- 協議会の事務局長を務め、検討課題の整理や意見集約、財政シミュレーション等を実施
- 事務局として関係する<u>首長及び議会へ説明</u>を行った

広域化実現に至るまでの各主体に期待される役割② ~ 広域化検討課程 ~

主体	役割	
都道府県	消防本部間等の意見調整 ・調整が難航している消防本部間の調整会議の設定 ・消防本部の求めに応じ、首長部局等への説明に同席	等
中心的な消防本部	広域化後のあり方の具体的検討の主導 ・事務局として広域化協議会等へ職員を派遣 ・広域化の手法や本部所在地等の調整を主導 ・関係消防本部の構成市町村に対する説明	等

広域化実現に至るまでの各主体に期待される役割③ ~ 広域化実現後 ~

体 役 割 主 広域化後の円滑な事務の支援 都道府県 ・広域化した本部に対する助言、支援 等 広域化時に継続検討とされた事項に係る調整 ・消防本部ごとに異なる給与体系の統一調整 中心的な消防本部 ・市町村負担金の調整 ・署所の再配置の検討 等

消防広域化推進アドバイザー制度について



1 趣 旨

消防の広域化を積極的に支援するため、主に都道府県・消防本部から の依頼に基づき、消防広域化推進アドバイザーの派遣を行う制度である。

2 アドバイザーの選定及び委嘱について

消防の広域化、若しくは連携・協力(指令業務)の実績がある消防本部の中から、消防の広域化や連携・協力を推進するための助言や方策について情報提供できる方を選定し、消防庁消防・救急課長が委嘱する。 なお、アドバイザーの任期は2年であり、再任を妨げないこととしている。

3 アドバイザーの具体的任務

派遣対象団体の依頼に基づき、地方公共団体における消防の広域化 を推進するための具体的な方策に関する助言、情報の提供等を行う。助 言、情報の提供方法等の内容は、概ね次のとおり。

- (1)消防広域化に関する検討会等における講演、情報提供等
- (2)その他、消防庁消防・救急課長が適当と認めるもの

4 アドバイザー派遣依頼〜派遣要請まで











消防庁にて アドバイザーの選定

アドバイザーから派遣要請の了承が得られたら、消防庁より正式な派遣 依頼書を発出し、依頼元(都道府県等)とアドバイザーにて、派遣当日の 具体的な内容について検討・協議をしてもらう。

5 令和5年度のアドバイザーについて

	所属先等	広域化事例等				
1	とかち広域消防局	6 消防本部(単独1、組合5) 19市町村で一部事務組合を設立し広域化				
2	埼玉西部消防局	4消防本部(単独3、組合1)が一部事務組合を設立し広域化				
3	埼玉東部消防組合消防局 5消防本部(単独4、組合1)が一部事務組合を設立し広域化					
4	章加八潮消防局 2 消防本部(単独 2)が一部事務組合を設立し広域化					
5	小田原市消防本部	1 消防本部(組合)の構成市町が小田原市(単独)へ消防事務を委託し広域化				
6	砺波地域消防組合消防本部	2 消防本部(単独、組合)が一部事務組合を設立し広域化				
7	7 静岡市消防局 3 消防本部(単独 2 、組合 1)の構成市町が静岡市(単独)へ消防事務を委託し広域化					
8	奈良県広域消防組合消防本部	11消防本部(単独4、組合7)と1非常備村が一部事務組合を設立し広域化				
9	宇部・山陽小野田消防局 2 消防本部(単独 2)が一部事務組合を設立し広域化					
1 0	熊本市消防局	1 消防本部(組合)の構成市町村が熊本市(単独)へ消防事務を委託し広域化				
1 1	いばらき消防指令センター	茨城県内20消防本部33市町が協議会を設立し指令の共同運用 ※アドバイザーは2名在席				
1 2	松戸市消防局	10消防本部で協議会を設立し指令の共同運用				
1 3	横須賀市消防局	2 消防本部(単独 2)のうち1市が消防事務を委託し広域化 2 消防本部(2 市 1 町)で協議会を設立し指令の共同運用				
1 4	久留米広域消防本部	8 消防本部(単独 5、組合 3)が協議会を設立し指令の共同運用 2 消防本部(組合 1、単独 1)が指令の共同運用を定立域化 現在 7 消防本部(単独 4、組合 3)で指令の共同運用				

15名※いばらき消防指令センターは2名在席

6 令和2年度~令和4年度までの派遣実績について

年度	区分	No.	開催県	開催元	開催日付	アドバ	イザー	備考
		1	山梨県	山梨県消防学校	R2.11.6	加藤(砺波地域)		県内消防本部の総務及び指令部門の 課長等
令	ア	2	徳島県	徳島県庁	R2.11.13	寺下(奈良県広域)		東部地域における消防体制のあり方 検討会及び同作業部会各委員
和 2 年	ド派	3	宮城県	宮城県庁	R2.12.10	木村(横須賀市)		県内消防本部、宮城県職員
度	遣	4	愛媛県	松山市保健所	R2.12.18	加藤(砺波地域)		松山圏域4消防本部
		5	滋賀県	滋賀県庁	R3.3.22	天野(いばらき)	児島(いばらき)	県内消防本部、滋賀県職員
令 和 3	アド	1	石川県	羽咋郡市広域圏事務組合消防本部	R3.7.14	加藤(砺波地域)		能登地区消防指令業務共同運用ワー キンググループ委員(web)
年度	派遣	2	京都府	京都府立消防学校	R3.11.15	加藤(砺波地域)	渡邉(福岡市)	中級幹部科入校生(web)
		1	秋田県	秋田県総務部総合防災課	R4.6.21	久保田(いばらき)	浅野(いばらき)	秋田県消防広域化協議会 作業部会
令 和 4	アド	2	茨城県	茨城県防災危機管理部消防安全課	R4.7.22	橋口(草加八潮)		県内消防本部、茨城県職員
年度	派	3	埼玉県	埼玉県坂戸市議会	R4.8.5	大石(静岡市)		坂戸市議会議員
		4	千葉県	千葉県防災危機管理部消防課	R4.8.30	須田(埼玉西部)		印旛地域市町の職員

※過去3年間で11件の派遣実績あり

出動シミュレーションシステム

1 システム構築の背景及びシステム概要

○背 景

多くの消防本部において、広域化等について検討を進めているが「管轄区域を越えた出動による消防用車両の到着時間短縮効果」等の分析について、消防本部独自では実施困難であり、コンサルに委託する費用負担が課題との声が多いため、地図データを基に経路探索等が可能なソフトの開発及びシステム構築を行い、広域化等の検討を支援することとした。

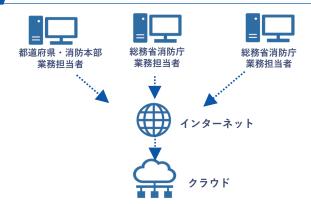
○システム概要

消防広域化における消防本部間の管轄範囲の見直しや、より効率 的な消防力の発揮のため、地図上に可視化し分析することで、各署 所からの到達時間の比較、差異を確認できるものである。

2 スケジュール

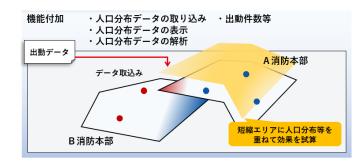
- ・令和3年度、令和4年度システム構築
- ・令和5年度10月運用開始

3 システム構成図



4 システムイメージ図

・拠点から各エリアへの到着時間算出 ・拠点から各エリアへの到着時間による色分け表示 地図データに消防本 ・拠点の登録・移動 部(出張所等を含 む)の所在地及び管 イメージ A消防本部 到着時間が短縮する区域 轄エリアを登録する ことで、現場到着時 間の算出が可能 さらに、到着時間に 応じた色分けも実現 A消防本部から出動した場合 B消防本部 到着時間が短縮する区域



5 システム導入により期待できる効果

- 隣接消防本部の管轄エリアを含めた到着時間を**視覚的に表示**することで、広域化を検討する有益な資料とする。
- 到着時間を色分けした地図に「人口分布や出動場所データを付加」することで、隣接区域との広域化や連携・協力時の効果が可視化された資料が出力でき、実情に即した検討・研究が可能となる。
- その他、人口密集地域の把握や、署所配置の適正についての確認や検討が容易となる。

消防の広域化に係る財政支援

消防の広域化	都道府県	普通交付税	消防広域化推進経費 ・広域化消防運営計画の作成等に関する情報提供、助言等及び消防広域化重点地域の指定、協議会への参加等に必要な経費
		特 別 交 付 税 [※1]	広域化対象市町村に対する支援に要する経費 ・広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
	市町村・		消防広域化準備経費 ・広域消防運営計画策定経費 ・広域化協議会負担金 ・協議会委員報酬 ・広報誌作成費 等
		特 別 交 付 税 [※1]	消防広域化臨時経費 ・消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信施設、設備等の整備に要する経費 ・消防本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費 ・業務の統一に必要となるシステム変更、規程の整備等に要する経費 等
		地 方 債	防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債 [※2、※3] ・消防署所等(消防署、出張所及び消防指令センターをいう。)の増改築(広域化後10年度以内に完了するもの。) ・統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる増改築(広域化後10年度以内に完了するもの。) ・消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備(広域化後5年度以内に完了するもの。)
		補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。

- ※1 ・都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和6年4月1日までに行われたものに限る。
- ※2 ・消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。
 - ・消防の広域化及び連携・協力関連事業(防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債)については、広域化後又は連携・協力実施計画に位置付けてから 10年度以内に完了する事業(一部5年度以内)が対象となっているが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和7年度までとなっている。(令和8年 度以降の事業への緊急防災・減災事業債の充当については、現時点では未定である。)

消防の連携・協力に係る財政支援

連携・協力	都道府県	特 別 交 付 税 [※1]	広域化対象市町村に対する支援に要する経費 ・消防指令センターの共同運用に取り組む市町村に対する都道府県からの補助金、交付金等の交付に要する経費
	卡町村	特 別 交 付 税 [※1]	消防広域化準備経費 ・消防指令センターの共同運用に参画するために、当該消防本部の現行システムの更新時期を延長して運用する場合に生じた、通常の保守経費を上回る割増経費(やむを得ない場合の機器更新費用を含む。)[※2]
	市町村		防災対策事業債 ・高機能消防指令センターの新築及び増改築[※4](連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。) ・消防用車両等の整備(連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。)
		地 方 債	緊急防災・減災事業債 ・高機能消防指令センターの新築及び増改築 [※4] (連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。) ・消防用車両等の整備(連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。) ※具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等をいう
		補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。

- ※1・都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和6年4月1日までに行われたものに限る。
- ※2・令和5年度より拡充
- ※3・消防の広域化及び連携・協力関連事業(防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債)については、広域化後又は連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了する事業(一部5年度以内)が対象となっているが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和7年度までとなっている。 (令和8年度以降の事業への緊急防災・減災事業債の充当については、現時点では未定である。)
- ※4 ・消防指令システム及び機器、指令センターの建物及び用地(本部庁舎、消防署所等と同じ建物である場合は、指令センター部分を按分する。)、消防救急デジタル無線の整備を含む。

2「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」報告書

(3) 消防の連携・協力の推進方策



消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会 報告書(概要) ~(3)消防の連携・協力の推進方策~

消防の連携・協力推進の基本的考え方

(現状の課題等)

- ○指令の共同運用の実績は多く、応援出動効率化や経費削減効果が生じている消防本部は多数
- ○一方、その他の分野の連携・協力の実績は少なく、部隊の高度化等の効果を享受している消防本部は限定的

(今後の消防の連携・協力の推進の考え方)

- 〇指令の共同運用については、消防本部のニーズも高く、引き続き促進していくとともに、高度な運用(ゼロ隊運用・直近指令)の活用を促進
- ○その他の分野については、消防本部の現在の取組状況を踏まえ、既存の連携・協力の類型を消防本部のニーズに応じて見直した上で、 多様な類型の連携・協力の取組を促進していく。
- ※各消防本部が、多様かつ複数の連携・協力の取組を進めることで、広域化の下地が積み重なっていき、将来的な消防の広域化へ段階的につながっていくことも期待される。

消防の広域化につながる、連携・協力の多様な類型のあり方

くこれまでの類型>

- ①指令の共同運用
- ②消防用車両の共同整備
- ③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力
- ④境界付近における消防署所の共同設置
- ⑤専門的な人材育成の推進
- ⑥応援計画の見直し等による消防力の強化

<新たな類型>

- ①指令の共同運用
- ②消防用車両、資機材等の共同整備
- ③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力
- ④特殊な救助等専門部隊(水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊等)の共同設置
- ⑤専門的な人材育成の推進
- ⑥訓練の定期的な共同実施
- ⑦現場活動要領の統一

既存の連携・協力の類型〜指令の共同運用〜

概要

複数の消防本部が消防指令センターを共同で設置・運用し、災害情報の一元的な把握や出動指令の一元的な実施を行う。

効果

- ・効果的・効率的な応援体制の確立
- ・施設の共有や共同整備による、整備費・維持費の削減
- ・小規模な消防本部でも高度な指令システムを導入可能
- ・指令人員の削減による、現場要員の充実



ABC共同指令センター

出動指令

<指令の共同運用イメージ図>

119番通報

実 績

H28年度以前

H29年度

42地域181団体で共同運用 「連携・協力基本指針」策定

R6年度 16地域56団体で共同運用予定 (うち4地域12団体で実現済)

※令和5年4月現在、**46地域193本部**において実現

新たな連携・協力の類型①~部隊活動の高度化・共同化~

概要

- ① 消防本部に協議会を設置し、定期的に訓練の共同実施を行う。
- ② 消防本部間の現場活動プロトコルや活動マニュアル等を統一し、戦術や安全管理体制に関する認識を共有する。

<訓練の共同実施(例)>

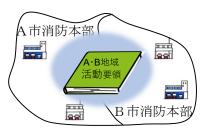






<現場活動プロトコル等の統一(例)>





効果

- 知識や技術の向上(警防体制の高度化)
- ・相互応援における活動の効率化
- 大規模災害時における緊急消防援助隊都道府県大隊の活動の円滑化

実 績

- ① 訓練の共同実施(協議会等を設置し定期的に実施するもの)の実績 61本部
- ② 現場活動プロトコル等の統一の実績 35本部

新たな連携・協力の類型②~特殊な救助等専門部隊の共同設置~

概要

高度な技術や知識が求められる特殊な災害に効果的・効率的に対応するため、水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊、ドローン隊などの専門部隊を共同で設置するとともに、使用する資機材についても共同で整備する。

<共同部隊(例)>



水難救助隊



山岳救助隊



NBC災害対応隊



ドローン隊

<共同整備する資機材(例)>



効果

- ・特殊な災害に特化した専門部隊の共同設置による災害対応力の向上
- ・専門的な人材の育成の負担の軽減
- ・資機材の共同整備による整備費・維持費の削減、高度な資機材の配備

実績

Oな_し

※ただし、10本部から既存の連携・協力以外に考えられる「新たに考えられる連携・協力」としての意見があった。

新たな連携・協力の類型③~資機材等の共同整備~

概要

財政負担の軽減や効率的な運用のため、消防用資機材(救助用資機材等)や起震車などを共同整備する。

<共同整備(イメージ)>

(消防用資機材)



油圧式救助器具

事故車両から要救助者を搬出するために車体を切り広げる資機材



画像探査装置

倒壊した建物のがれき等の狭い隙間から首 振りカメラで要救助者を探査する資機材

(起震車)



地震のような揺れを体験できる装置 が積載されている車両 (消防イベント等で使用)

効果

- 共同購入することによる高度な資機材の配置
- 財政負担の軽減
- 効率的な車両運用

実 績

- ① 消防用資機材の共同整備の実績 5本部
- ② 起震車の共同整備の実績

<u>3 本部</u>

広域化によって L か得られない効果

消防の広域化、連携・協力による効果

「消防の広域化」は、消防事務の包括的な連携であるのに対し、「消防の連携・協力」は、 消防事務の一部の連携であるため、広域化によってしか得られない効果がある。

【広域化による効果】

- ○統一指揮下での部隊運用
- ○受援体制の構築
- ○初動体制の確保

- ○活動要員の増強、業務の高度化
- ○現場到着時間の短縮
- 〇経費削減

指揮命令系統の一本化による円滑な部隊運用

・ 熊本市消防局: 広域化後、熊本地震での統一 指揮による円滑な災害対応

長期化する災害の中で交替体制を設けつつ、災害対応体制の構築や緊急消防援助隊の

円滑な受援を行うための体制整備 ・円滑な受援に必要な人数:約20名 (平成29年、30年豪雨災害) ※指揮本部、活動拠点、宿営場所等へ職員を派遣

応援部隊到着までの体制確保・拡充

・平成30年7月豪雨:緊援隊到着まで**約7時間**(近隣も被災)

【連携・協力による効果】

指令の共同運用等 (指令要員の再配置による現場要員の増強等)

本部機能統合による人員再配置

宇部・山陽小野田消防局:指揮隊2隊新たに配備

· 小田原市消防本部:火災出動車両 6台 → 10台、

新たに高度救助隊設置

指令の共同運用等 (管轄を超えた直近署所からの出動による短縮等)

指令の共同運用、消防用車両の共同設置等 (指令システム整備費の縮減等)

署所の適正配置、部隊の適正配置による時間短縮

スケールメリットによる経費削減

・埼玉西部消防局:車両の一括購入

(5年で約△7.2億円の削減)

等